

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業に係る事業実施手続き等に関する規程一部改正新旧対照表

制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1313 号
 一部改正 平成 28 年 7 月 29 日付け 28 年度発中畜第 649 号
 一部改正 平成 28 年 9 月 8 日付け 28 年度発中畜第 1000 号
 一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1880 号
 一部改正 平成 29 年 12 月 11 日付け 29 年度発中畜第 3792 号

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程</p> <p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 23 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 4 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式及び実施要綱第 4 の 1 の（2）の事業に係る補助方法等と取得した財産処分の取扱い並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 6 の（3）のアの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。</p> <p>第 2 実施手続きに関する様式 省略</p> <p>第 3 補助方法等の取扱い <u>業務方法書第 14 条に定める事業の実施のうち、事業実施要領別紙 2 の第 1 の 1 及び 2 の事業に係る同要領別紙 2 の第 5 の 5 の補助方法等については、別記 2 別添 1 の規定に基づき、適正に行うこととする。</u></p> <p>第 4 財産処分についての取扱い <u>業務方法書第 20 条の 5 に定める財産処分手続のうち、事業実施要領別紙 2 の第 1 の 1 及び 2 の事業により取得した財産の処分については、別記 2 別添 2 の規定に基づき、適正に行うこととする。</u></p> <p>第 5 基金管理団体が定める貸付期間等 省略</p>	<p style="text-align: center;">畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程</p> <p>第 1 趣 旨 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）が畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業の円滑な推進を図るため、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号制定。以下「業務方法書」という。）第 23 条の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 4 の 1 及び 2 に掲げる事業ごとの補助金交付申請等に係る様式並びに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）別紙 2 の第 5 の 6 の（3）のアの（ア）及び（イ）の基金管理団体が定める貸付対象機械装置の貸付期間等について定めるものとする。</p> <p>第 2 実施手続きに関する様式 省略</p> <p>第 3 基金管理団体が定める貸付期間等 省略</p>

改 正 後	現 行
別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）	別記1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）
別記1 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係） 省略	別記1 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係） 省略
別記1 様式第2号（業務方法書第8条第1項関係） 省略	別記1 様式第2号（業務方法書第8条第1項関係） 省略
別記1 様式第3号（業務方法書第8条第4項関係） 省略	別記1 様式第3号（業務方法書第8条第4項関係） 省略
別記1 様式第4号（業務方法書第10条関係） 省略	別記1 様式第4号（業務方法書第10条関係） 省略
別記1 様式第5号（業務方法書第9条第1項関係） 省略	別記1 様式第5号（業務方法書第9条第1項関係） 省略
別記1 様式第6号（業務方法書第8条第5項関係） 省略	別記1 様式第6号（業務方法書第8条第5項関係） 省略
別記1 様式第7号（業務方法書第9条第1項関係） 省略	別記1 様式第7号（業務方法書第9条第1項関係） 省略
別記1 様式第8号（業務方法書第9条第1項関係） 省略	別記1 様式第8号（業務方法書第9条第1項関係） 省略
別記1 様式第9号（業務方法書第9条第6項関係） 省略	別記1 様式第9号（業務方法書第9条第6項関係） 省略
別記1 様式第10号（業務方法書第21条第2項関係） 省略	別記1 様式第10号（業務方法書第21条第2項関係） 省略
別記1 様式第11号（業務方法書第22条関係） 省略	別記1 様式第11号（業務方法書第22条関係） 省略

改 正 後	現 行
<p>別記2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 畜産クラスター協議会） 省略</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （畜産クラスター協議会 取組主体等） 省略</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県窓口団体） 省略</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県知事） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 畜産クラスター協議会） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 取組主体等） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県窓口団体） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県知事） 省略</p>	<p>別記2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 畜産クラスター協議会） 省略</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （畜産クラスター協議会 取組主体等） 省略</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県窓口団体） 省略</p> <p>別記2 - 1 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県知事） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 畜産クラスター協議会） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 取組主体等） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県窓口団体） 省略</p> <p>別記2 - 2 参考様式 事業参加承認通知書（実施要領別紙2の第5の3の（4）関係） （中央畜産会 都道府県知事） 省略</p>

改正後

別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)
(畜産クラスター協議会 中央畜産会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿
(都道府県窓口団体経由)

住 所
畜産クラスター協議会会長 氏 名 印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程別記2別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。
記

- 1 事業名
畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)
- 2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体等名	補助対象機械装置の概要					機械装置価格、補助金等										
		補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率 (円)	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
計																	

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

- 3 添付書類
(1)別記2様式第1-1号 平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)実績報告書【第 回要望分】(取組主体等から提出された実績報告書)の写し
(2)別記2様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式)の写し
<振込先>
金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義
(注1)熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

現 行

別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)
(畜産クラスター協議会 中央畜産会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)
実績報告書【第 回要望分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿
(都道府県窓口団体経由)

住 所
畜産クラスター協議会会長 氏 名 印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

また、併せて公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。
記

- 1 事業名
畜産経営強化支援事業(又は飼料生産受託組織等経営高度化支援事業)
- 2 補助対象機械装置・金額等

No	取組主体等名	補助対象機械装置の概要					機械装置価格、補助金等										
		補助機械装置名	新品・中古の区分 ※1	法定耐用年数 ①	中古機械の場合		型式	販売業者	数量	機械価格 A (円)	消費税 B (円)	計 (円)	下取り機械 価格 C (円)	下取りに係る消費税 D (円)	計 (円)	補助率 (円)	補助金額 ((A-C)×1/2 以内) (円)
					経過年数 ②	残存年数 (①-②) ※2											
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
計																	

※1:新品・中古の別は1(新品)、2(中古)のいずれかの番号を記入。なお、中古は残存年数が2年以上の場合に限る。

※2:新品の場合の残存年数は法定耐用年数となる。

- 3 添付書類
(1)別記2様式第1-1号 平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)実績報告書【第 回要望分】(取組主体等から提出された実績報告書)の写し
(2)別記2様式第2-1号 補助対象機械装置の導入報告書(購入方式)の写し
<振込先>
金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義
(注1)熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

改 正 後	現 行
<p>別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係) (取組主体等 畜産クラスター協議会)省略</p> <p>別記2様式第1-2号(実施要領別紙2の第6の1関係) (取組主体等 中央畜産会)</p> <p>別記2様式第2-1号 省略</p> <p>別記2様式第2-2号 省略</p>	<p>別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係) (取組主体等 畜産クラスター協議会)省略</p> <p>別記2様式第1-2号(実施要領別紙2の第6の1関係) (取組主体等 中央畜産会)</p> <p>別記2様式第2-1号 省略</p> <p>別記2様式第2-2号 省略</p>

改正後

別記2様式第3号(業務方法書第9条関係)(リース事業者 中央畜産会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
精算払請求書【第 回要望調査分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所

リース事業者名

代 表 者 名

印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 別添1の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 請求対象借受者数及び補助金額

事業名	借受者数(件)	補助金額(円)
畜産経営強化支援事業		
飼料生産受託組織等経営高度化支援事業		
計		

2 添付書類

- (1) 事業別県別の請求明細書
- (2) 貸付対象機械装置に係るリース契約書(写し)
- (3) 貸付対象機械装置に係る借受証(写し)
- (4) 貸付対象機械装置の詳細が分る資料(機械装置ごとの銘柄、型式と台数)

3 支払先

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

(注) 熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

現 行

別記2様式第3号(業務方法書第9条関係)(リース事業者 中央畜産会)

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業リース方式)
精算払請求書【第 回要望調査分】

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会 長 殿

住 所

リース事業者名

代 表 者 名

印

平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金 円を請求する。

記

1 請求対象借受者数及び補助金額

事業名	借受者数(件)	補助金額(円)
畜産経営強化支援事業		
飼料生産受託組織等経営高度化支援事業		
計		

2 添付書類

- (1) 事業別県別の請求明細書
- (2) 貸付対象機械装置に係るリース契約書(写し)
- (3) 貸付対象機械装置に係る借受証(写し)
- (4) 貸付対象機械装置の詳細が分る資料(機械装置ごとの銘柄、型式と台数)

3 支払先

金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

(注) 熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組については、【第 回要望分】の箇所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

改 正 後	現 行
別記2様式第4号(業務方法書第9条第6項関係)	別記2様式第4号(業務方法書第9条第6項関係)
平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)の 仕入れに係る消費税等相当額報告書	平成 年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)の 仕入れに係る消費税等相当額報告書
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
公益社団法人中央畜産会 会 長 殿	公益社団法人中央畜産会 会 長 殿
住 所 リース事業者名 代 表 者 名 印	住 所 リース事業者名 代 表 者 名 印
平成 年 月 日付け の精算払請求により交付を受けた補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業))について、 <u>畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業実施手続き等に関する規程 別記2 別添1の3の規定に基づき</u> 、下記のとおり報告する。	平成 年 月 日付け の精算払請求により交付を受けた補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業(畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業))について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第9条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告する。
記	記
1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)補助金の精算払請求額 金 円	1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)補助金の精算払請求額 金 円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円	2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円	3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
4 補助金返還相当額(3-2) 金 円	4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの) ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。) ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。 ・その他参考となる資料を添付すること。	(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの) ・付記2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。) ・事業を実施する者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。 ・その他参考となる資料を添付すること。
5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 〔 〕	5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 〔 〕
(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。	(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料。
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）。
- ・事業を実施する者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。
- ・その他参考となる資料を添付すること。

改正後

現行

別記2 別添1

事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る補助方法等の取扱い

会長は、事業実施要領別紙2の第1の1及び2の事業に係る取組主体等が機械装置の導入を完了したときは、リース方式にあってはリース事業者から精算払請求書、購入方式にあっては畜産クラスター協議会から実績報告書による補助金の請求を受けるものとする。

1 会長は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて確認・調査等を行い、実施要領別紙2の第6の1の取組主体等の実績報告書および実施要領別紙2の第5の3の(4)の事業参加承認の内容とこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その支払額を請求者に通知するとともに、速やかに支払いを行うものとする。

2 精算払請求をしたリース事業者は、1の精算払請求書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 精算払請求をしたリース事業者は、精算払請求をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、2の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

改正後	現行
<p data-bbox="210 275 418 310">別記2 別添2</p> <p data-bbox="528 394 1139 430"><u>機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い</u></p> <p data-bbox="249 478 644 514">1 財産処分に係る承認申請等</p> <p data-bbox="249 527 1457 653">(1) 補助対象財産の所有者(借受者を含む)が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、<u>取組主体等は、財産処分承認申請書(別紙様式第1号)により、中央畜産会会長(以下「会長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p data-bbox="249 665 1457 747">(2) 会長は、前項の承認をするときは、<u>別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="249 800 724 835">2 災害被害財産等に係る承認申請等</p> <p data-bbox="249 848 1457 1020">(1) 取組主体等は、<u>天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書(別紙様式第2号)により、会長に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。</u></p> <p data-bbox="249 1033 1457 1159">(2) 会長は、<u>前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、1に従った手続きを指示することができる。</u></p>	

改正後

現行

別表1（別添2の1関係）

処分区分	承認条件	中央畜産会返還額	備考
目的外使用 補助事業を中止しない場合	中央畜産会へ返還（ただし、備考の場合は中央畜産会への返還は不要）	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間（農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。）内に一時使用する場合又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、中央畜産会への返還を要しない。
中止する場合 補助事業を	道路拡張等により取り壊す場合	中央畜産会へ返還	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。
	上記以外の場合	中央畜産会へ返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。
譲渡	有償	中央畜産会へ返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。
	無償	中央畜産会へ返還（ただし、備考の場合は中央畜産会への返還は不要）	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。 処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、中央畜産会への返還を要しない。
交換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること	
	下取交換以外の場合	交換差益額を中央畜産会へ返還	交換差益額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。 原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有償（遊休期間内の一時貸付け）	収益について中央畜産会へ返還、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生ずる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。
	無償（遊休期間内の一時貸付け）	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	
	長期間（1年以上）の貸付け	中央畜産会へ返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を中央畜産会へ返還する。
担保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	

（備考1）上記の返還金算定方式による補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る補助金等の支出額とする。

（備考2）補助率については、確定補助率の数値を用いること

（備考3）会長は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

改正後	現行
<p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: center;"><u>財産処分承認申請書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>公益社団法人中央畜産会 会長 殿</p> <p style="text-align: center;">(所属協議会名) (取組主体等名) 印</p> <p>年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）により取得した（又は効用の増加した）財産について、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書第20条の4の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、機械導入事業により取得した財産の処分の取扱い1の（1）の規定により、承認申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 処分の理由及び今後の利用方法等</p> <p>（1）処分を行う理由</p> <p>（2）今後の利用方法（処分区分）</p> <p>（注）今後の利用方法等、具体的に記述すること。）</p> <p>2 処分の対象財産</p> <p>（1）取組主体等（転貸の場合は取組主体名を記載）</p> <p>（2）財産の名称、所在、型式、数量</p> <p>（別記様式第3号 - 別紙2 申請内容に準じて記載）</p> <p>（3）機械価格、補助金額</p> <p>（4）事業参加承認日、文書番号</p> <p>（5）耐用年数（処分制限期間）経過年数</p> <p>（6）写真（添付）</p> <p>3 処分予定年月日</p> <p>4 その他参考資料</p> <p>（注1）財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること</p> <p>（注2）処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること</p>	

補償契約書等の写し

取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

（注3）処分区分の欄に掲げる「譲渡」「無償」で備考欄を適用する場合には、次の資料を添付すること

ア 直貸の場合

クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面

譲渡先の別記様式第3号 - 別紙2 申請内容

譲渡先の定款（法人の場合）

譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）

譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）

譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）

譲渡先の登記事項証明書（写し）（法人の場合）

譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）

財産管理台帳（写し）（該当する場合）

その他、必要な書類

イ 転貸の場合

クラスター計画、同計画が県知事に認定されたことを証する書面

譲渡先の別記様式第3号 - 別紙2 申請内容

譲渡先の定款（法人の場合）

譲渡先の認定農業者の認定書面（写し）（該当する場合のみ）

譲渡先の農業環境規範に基づく点検シート（写し）

譲渡先の配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約（写し）

譲渡先の登記事項証明書（写し）（法人の場合）

譲渡先への経営委譲（継承）を証する書面（写し）

財産管理台帳（写し）（該当する場合）

その他、必要な書類

改正後

現行

別紙様式第2号

災害報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

(所属協議会名)
(取組主体等名) 印

年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)により取得した(又は効用の増加した)補助対象財産(以下「機械装置等」という。)が、災害(例地震)により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴会から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づく指示があった場合には、その指示に従います。

記

1 機械装置等の概要

(1) 事業参加承認日、文書番号

(2) 取組主体等(転貸の場合は取組主体名を記載)

(3) 機械装置等の名称、所在、型式、数量

(別記様式第3号 - 別紙2 申請内容に準じて記載)

(4) 機械装置等の設置場所

(5) 機械価格、補助金額

(6) 耐用年数(処分制限期間)、経過年数

2 災害の概要

(1) 被災の原因

年 月 日(地震による被災)(気象台調べ 時 分)

(2) 被災の程度

施設等の破損(建物の が) 被害

見積価格

機械装置等の復旧が不可能との判断した理由等

(3) 被災機械装置の収支等

機械装置等の取り壊し等の概算経費

処分に係る収益等の見込額(損失補償金を含む。)

3 その他

[添付資料]

1 財産管理台帳(写し)(該当する場合)

2 被害状況の写真など

改 正 後	現 行
<p>別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）</p> <p>別記3 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第2号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第3号（業務方法書第8条第4項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第4号（業務方法書第10条関係） 省略</p> <p>記3 様式第5号（業務方法書第9条第1項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第6号（業務方法書第9条第6項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第7号（業務方法書第8条第2項関係） 省略</p>	<p>別記3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（実証支援事業）</p> <p>別記3 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第2号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第3号（業務方法書第8条第4項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第4号（業務方法書第10条関係） 省略</p> <p>記3 様式第5号（業務方法書第9条第1項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第6号（業務方法書第9条第6項関係） 省略</p> <p>別記3 様式第7号（業務方法書第8条第2項関係） 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別記4 畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策事業・繁殖性等向上対策事業・養豚競争力強化対策事業）</p>	<p>別記4 畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策事業・肉用牛繁殖性向上対策事業・養豚競争力強化対策事業）</p>
<p>別記4 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p>	<p>別記4 様式第1号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p>
<p>別記4 様式第2号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p>	<p>別記4 様式第2号（業務方法書第8条第1項関係） 省略</p>
<p>別記4 様式第3号（第8条第4項関係） 省略</p>	<p>別記4 様式第3号（第8条第4項関係） 省略</p>
<p>別記4 様式第4号（業務方法書第10条関係） 省略</p>	<p>別記4 様式第4号（業務方法書第10条関係） 省略</p>
<p>別記4 様式第5号（業務方法書第9条第1項関係） 省略</p>	<p>別記4 様式第5号（業務方法書第9条第1項関係） 省略</p>
<p>別記4 様式第6号（業務方法書第9条第6項関係） 省略</p>	<p>別記4 様式第6号（業務方法書第9条第6項関係） 省略</p>